

**青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターの職員配置について、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「員数」の次に「（運営委員会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号および第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前

項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者の中から2人とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。